

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 10 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 27 号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成 18 年亀山市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第 6 項第 6 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭」の次に「及び父子家庭並びに寡婦」を加える。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。